

事業計画提出にあたっての留意事項（令和7年3月13日時点）

- 1 本事業について、本県において予算措置を行うかは検討中であり、現時点での事業実施は未定です。
- 2 本県において事業を実施することとなった場合であっても、国予算を超える事業計画の提出があった場合、国により国予算の範囲内で支給の調整が行われます。本調査への事業計画の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。
- 3 今回活用希望調査に対し提出期限までに事業計画の提出がない場合には、本事業の給付対象外となります。本事業の活用を希望する場合は、必ず期限までに事業計画の提出をお願いします。
- 4 厚生労働省「令和6年度医療施設等経営強化緊急支援事業」の他事業については、今回調査の対象外です。
- 5 現在厚生労働省で運用を調整中のため、厚生労働省の調整結果によっては今後運用が大きく変更となる場合があります。あらかじめ御了承ください。